役員の報酬等並びに費用に関する規程

第１章　総則

第１条（目的）
本規程は、一般社団法人ソーシャル・イノベーション・パートナーズ（以下「当法人」という。）の役員の報酬の支給の基準並びに職務を遂行する為に必要となる費用について定めることを目的とする。

第２条（定義）
本規程において次の各号に掲げる用語の意義は、次の各号に定めるところによる。
(1) 役員とは、定款第 23 条第 1 項 に定める理事及び監事をいう。
(2) 報酬等とは、役員が定款第29条の定めによりその職務執行の対価として受ける財産上の利益をいい、費用とは明確に区分されるものとする。
(3) 費用とは、職務の執行にあたり必要となる交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬等とは明確に区分されるものとする。

第２章　報酬等並びに費用に関する取扱

第３条（報酬等の額）
役員に対する報酬等は、当法人の人事制度（SIP Feedback, Recognition & Development（FRD）Process）に基づくFRD評価（以下、「FRD評価」という）に照らし合せ年俸制にて定めるものとし、職務の内容、職務の成果、意欲、能力又は経験等を考慮し、社員総会の決議をもって定める。

第４条（手当）
常勤の役員は、各自の職務形態に合わせ以下(1)か(2)の手当を選択できるものとする。
(1) 通勤手当：15,000円を上限とし公共交通機関を利用した場合の1ヶ月の定期代を支給する
(2) 在宅勤務手当：自宅の水道光熱費及び通信費用のうち、業務負担分として、在宅勤務手当月額3,000円を支給する

第５条（費用）
1. 役員がその職務の執行に当たって負担した費用については、請求のあった日から遅滞なく実費相当額を支払うものとする。
2. 費用のうち、旅費に関しては「旅費規程」に準じ支給するものとする。

第６条（報酬等の支払方法）
常勤の役員に対する報酬等は、各事業年度に支給する報酬等の総額を12で除した金額を毎月10日に、本人が指定する本人名義の銀行口座に振り込む方法で支払うものとする。ただし、支払日が休日にあたるときはその前日に繰り上げて支払う。

第３章　補則

第7条（改廃）
本規程は、理事会の決議により、改廃する。

（附則）
本規程は、2024年9月13日から実施する。
本規程の一部改正は、2025年5月30日から施行する。